

伊達市空家等対策計画2期計画(案) 加筆・修正等箇所一覧

No.	加筆・修正等の内容
1	第2章 伊達市の現状と課題 P4 2-2 地域別年齢別人口の推移 ①上から3行目「年齢別階級別人口」を「年齢3区分別の人口」に修正。 ②■「地域別年齢階級別人口(令和2年)」を「地域別年齢別人口」に修正。 ③■「地域別年齢階級別人口構成比(令和2年)」を「地域別年齢別人口構成比(令和2年)」に修正。 P5 2-3 人口の長期推計 ④■「将来人口の推計結果」を「年齢別人口の長期推計」に修正。 ⑤グラフ中、2035年(R17)の総人口「48,382」を第2期伊達な地域創生戦略に合わせて、「48,383」に修正。
2	第2章 伊達市の現状と課題 P9 2-4 伊達市空家等対策計画(1期計画)の取組状況 基本方針3 (1)所有者等による適切な管理がされていない空家等への対応 ①■空家等への苦情・相談件数のうち、R3年度「21件」を「32件」に修正。
3	第2章 伊達市の現状と課題 P12 2-5 伊達市の空家等の状況 2.市の調査による空家候補地 ①上から3行目、市の調査方法において用いた水道閉栓データについての説明を追加。 「なお、水道閉栓データは、法による空家等の定義である「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」を1つの判断基準とし、1年以上閉栓しているデータを用いて抽出しました。」
4	第3章 空家等対策に係る基本方針と具体的な取組 P14 3-1 基本方針と重点推進分野 ①図中、「方針4 管理不全な空家等への対応」を「基本方針4 管理不全空家等・特定空家等への対応」に修正し、同様に目次も修正した。それぞれ方針の前に「基本」を追加。
5	第3章 空家等対策に係る基本方針と具体的な取組 P19 3-2 基本方針に基づく具体的な取組 基本方針4 管理不全空家等・特定空家等への対応【重点】 ①基本方針4 「管理不全空家等への対応【重点】」を「管理不全空家等・特定空家等への対応【重点】」に修正 ②基本方針に対する具体的な取組内容について、P22■管理不全空家等・特定空家等に対する手続きとその手順に沿った形で記載。 「(1)所有者等による適切な管理がされていない空家等への対応【一部新】」を「(1)所有者等による適切な管理の促進」に修正し、記載内容を「地域住民等からの通報や相談がある適切な管理がされていない空家等については、所有者等を確認し、所有者等に対して当該空家等を適切に管理するための情報提供や助言等を行います。」までを(1)として記載する。 ③「(2)特定空家等を生じさせない対応【一部新】」を「(2)管理不全空家等への対応【一部新】」に修正し、(1)に記載していた内容を(2)に含める形で記載内容を以下のとおり修正。 「そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある管理不全空家等の所有者等に対し、特定空家等となることを防止するために必要な措置について指導を行います。指導によっても管理不全空家等の状態が改善されず、特定空家等になるおそれがある場合は、修繕、立木竹の伐採等の具体的な措置について勧告を行い、早期解決に努めます。勧告を受けた管理不全空家等は固定資産税の住宅用地特例を解除されるため、法改正の内容についての周知を図ります。また、空家等の除却を行う所有者等に対し、一定の条件を満たす空家等の解体費用の支援制度導入を検討します。」

No.	加筆・修正等の内容
6	第3章 空家等対策に係る基本方針と具体的な取組 3-2 基本方針に基づく具体的な取組 基本方針4 管理不全空家等・特定空家等への対応【重点】 P20 (5)特定空家等への対応【一部新】 ①「特定空家等に対する手続きとその手順は21ページの「特定空家等に対する手続きとその手順」のとおりとします。」を「特定空家等に対する手続きとその手順は22ページの「管理不全空家等・特定空家等に対する手続きとその手順」のとおりとします。」に修正。 P22 ■管理不全空家等・特定空家等に対する手続きとその手順 ②図の名称「特定空家等に対する手続きとその手順」を「管理不全空家等・特定空家等に対する手続きとその手順」に修正。 ③上から5番目に「管理不全空家等の所有者等への指導・勧告(法第13条)」を追加。
7	第4章 空家等対策の実施体制 P23 4-1 空家等対策の実施体制 (2)伊達市空家等対策庁内検討委員会 ①〈伊達市空家等対策庁内検討委員会の構成員〉に「健康福祉部 高齢福祉課」を追加し、担当分野として「高齢者世帯等への啓発」を追加。 ②要綱に合わせて、担当部署の記載順を変更。 ③防災危機管理課の担当分野を「管理不全空家等の適切な管理(防火・防災)」から「管理不全空家等への対応(防火・防災)」に修正。 ④生活環境課の担当分野を「空家等の適切な管理(意識の啓発・環境衛生・防犯)」から「管理不全空家等への対応(環境衛生意識の啓発・防犯)」に修正。
8	第4章 空家等対策の実施体制 P24 4-2 相談窓口体制 ①〈伊達市空家等対策実施体制組織図〉に「高齢福祉課」を追加。 ②P23の〈伊達市空家等対策庁内検討委員会の構成員〉と記載内容が重複していたため、担当分野の記載を省略し、担当課名のみの記載に修正。 ③伊達市空家等対策協議会への「諮問答申」を「報告・協議・意見」に修正。